

# 管理用図面作成業務標準仕様書

## 第1章 総則

### 第2章 作業の基本的処理要領

#### 第3章 管理用図面作成

##### 第1節 測量

##### 第2節 面積計算

##### 第3節 管理用図面の作成

##### 第4節 土地調査の作成

#### 第4章 請負金額の変更

## 第1章 総 則

### (趣旨等)

第1条 この仕様書は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が高速道路等の建設事業において取得等を行った敷地に係る財産の整理及び管理を行うため、当該事業の中で付替等を行った道水路等の施設（以下「付替新施設」という。）と高速道路等との財産権及び管理権の範囲を明確に区分した管理用図面を作成する作業（以下「この作業」という。）を発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものである。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

### (作業範囲)

第2条 この作業の範囲は、●●高速道路 市、町、村、大字 (STA ) から  
市、町、村、大字 (STA )までの路線延長 キロメートルの間に所在する高速道路及び付替新施設の敷地等を測量するとともに、製図等の作業を行うものとする。

### (用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「権利者」とは、測量区域及び測量区域の隣接地に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 二 「監督員」とは、受注者への指示、これらの者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、調査等請負契約書（以下「契約書」という。）第9条により、発注者が受注者に通知した者をいう。

- 三 「完了検査員」とは、契約書第32条第2項に基づく完了検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 四 「管理技術者」とは、測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士（以下「測量士」という。）の資格を有する者とし、契約書第10条により、受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 五 「指示」とは、発注者の発議により監督員が受注者に対し、この作業の実施に必要な方針、事項等を示すこと及び完了検査員が完了検査の結果を基に受注者に対し、修補等を求めるることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 六 「協議」とは、監督員と受注者又は管理技術者とが相互の立場でこの作業の内容又は取り扱い等について合議することをいう。
- 七 「報告」とは、受注者がこの作業の進捗状況等を、必要に応じて、監督員に報告することをいう。
- 八 「調査」とは、測量区域の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- 九 「機構」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構をいう。

(基本的処理方針)

第4条 受注者は、測量を実施する場合において、中日本高速道路株式会社調査等共通仕様書によるほか、この仕様書、中日本高速道路株式会社測量作業規程（以下「測量作業規程」という。）に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。  
なお、調査等共通仕様書のうち、電子納品及びマイクロフィルム等の作成の規定については適用しないものとする。

(測量従事者の資格)

第5条 測量は、測量士が担当し、補助者には測量法第48条に規定する測量士補を当てなければならない。

第2章 作業の基本的処理要領

(施行上の義務及び心得)

第6条 受注者は、この作業の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 この作業で知り得た権利者等の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 この作業は当社等の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならぬ。また、実施に当たっては、この作業に関係する者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

四 この作業において生じた疑義及び問題点については、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(貸与資料等)

第7条 受注者は、この作業の実施に当たっては、必要に応じて発注者から次の各号に掲げる資料の貸与を受けるものとする。

- 一 用地実測図
- 二 基準点測量、路線測量及び用地幅杭設置測量の成果で測量作業規程に定める全ての成果
- 三 補助多角点成果表、用地幅杭点成果表、境界点成果表及び法定（外）道水路調書（用地測量の成果（当該データを格納したコンパクトディスク等を含む。））
- 四 分筆後公図転写図（用地取得後のもの）
- 五 土工しゅん功図又はそれに類する図面
- 六 区域決定（変更）図
- 七 土地を管理するための台帳
- 八 面積計算に必要な資料（施設移管書、合筆登記済証等）
- 九 その他必要な資料

- 2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。
- 3 貸与資料等の品名及び数量は以下のとおりとし、貸与資料等の引渡しは貸与資料等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単位	数 量	備 考
別紙のとおり				

- 4 受注者は、前項の貸与資料等を受領したときは、貸与資料等受領書（様式第2号）を監督員に提出するものとする。
- 5 受注者は、この作業が完了したときは、速やかに貸与資料等を返納するとともに貸与資料等精算書（様式第3号）及び貸与資料等返納書（様式第4号）を監督員に提出するものとする。

(現地踏査)

第8条 受注者は、この作業の着手に先立ち、測量区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地の概況を把握するとともに、基準点標、用地幅杭及び道路敷界鉄（杭）の設置状況を点検するものとする。

(作業計画の策定)

第9条 受注者は、この作業を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画書（様式第5号）を策定し、監督員に提出するものとする。

- 2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督員の指示等)

第10条 受注者は、この作業の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえで、監督員から業務の

実施について必要な指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、この作業の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(立入り及び立会)

第11条 受注者は、測量を実施するために権利者が所有又は占有する土地等に立入ろうとするときは、あらかじめ、監督員と緊密な連絡をとらなければならない。なお、立入る土地等の権利者の同意は、原則として、当社が得るものとし、受注者はこれに協力するものとする。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあっては、その理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、測量を行うため土地等に立入る場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第12条 受注者は、測量を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるとき又は農作物を踏み荒す恐れがあるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったとき又は農作物を踏み荒したときは、障害物伐除報告書（様式第6号）を監督員に提出するものとする。

第13条 削除

(身分証明書の携帯)

第14条 受注者は、この作業の実施に先立ち、身分証明書交付願（様式第8号）を発注者に提出し、この作業に従事する者の身分証明書（様式第9号）の交付を受け、業務に従事するときには携帯するものとする。

- 2 この作業に従事する者は、権利者から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、第1項に基づき、発注者から身分証明書の交付を受けたときは、速やかに身分証明書受領書（様式第10号）を作成し、発注者に提出するものとし、この作業が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納するとともに、身分証明書返納書（様式第11号）を発注者に提出しなければならない。

(監督員への進捗状況の報告)

第15条 受注者は、監督員からこの作業の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち会わせるものとする。

(成果品の一部提出等)

第16条 受注者は、この作業の実施期間中であっても、監督員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果品について監督員が審査を行うときは、管理技術者を立ち会わせるものとする。

(成果品)

第17条 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。

- 一 作業の種別及び内容ごとに整理し、編集する。
  - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
  - 三 目次及び頁を付す。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
- 3 提出する成果品は、別記1成果品一覧表に掲げる成果品等とする。
- 4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第53条に定める契約不適合責任期間中保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(完了検査)

第18条 受注者は、完了検査員がこの作業の完了検査を行うときは、管理技術者を立ち会わせるものとする。

2 受注者は、完了検査のために必要な資料の提出その他の処理について、完了検査員の指示に速やかに従うものとする。

第3章 管理用図面の作成

第1節 測量

(測量方法及び使用機械器具)

第19条 観測等に使用する機器、電算プログラム、製図機などは、その作業種別における測量作業規程に定められたものとし、同規程に定めのない場合は第9条の作業計画において届け出て監督員の確認を得るものとする。

なお、観測機器のうちトータルステーションについては、以下「TS」という。

2 測量は、次条以下に特に定めのある場合を除き測量作業規程に従い実施するものとする。

(基準点測量)

第20条 受注者は、当社が設置した基準点（2級以上を想定、以下「既存基準点」という。）を基準とし、第22条以下の測量を行うために必要な基準点（3級に準拠、以下「管理用基準点」という。）を、移管敷地を含む敷地内の安定的な箇所に、永続性のある金属標等により、原則として200～250メートル毎に設置するものとする。

- 2 受注者は、既存基準点の欠損等により管理用基準点の設置に支障があるときは、監督員と協議のうえ、必要に応じ、新たに基本となる基準点（2級基準点、以下「基本基準点」という。）を設置し、前項の作業を行うものとする。
- 3 受注者は、第22条以下の測量を行うために必要があるときは、管理用基準点及び基本基準点等を基準とし、移管敷地を含む敷地内の安定的かつ測量がしやすい箇所に、永続性のある金属鉢等により、補助基準点（4級に準拠、以下「管理用補助基準点」という。）を、原則として50～100メートル毎に設置するものとする。
- 4 基本基準点測量は測量作業規程に定める2級基準点測量とし、また、管理用基準点測量は同規程に定める3級基準点測量に、管理用補助基準点測量は同規程に定める4級基準点測量に、それぞれ準じた測量とする。ただし、基準点の標識は、別添「基準点標識の例」による。
- 5 受注者は、本条により設置等を行った各基準点について、測量作業規程に定める成果品のほか、管理用基準点等位置図及び管理用基準点等座標成果表（様式第12号）を作成するものとする。

（補助多角測量）

第21条 受注者は、次条以下の測量をするため、止むを得ず敷地外等に補助多角点を設置する必要がある場合は、監督員と協議のうえ、管理用基準点等を基準とし、木杭等により、補助多角点を設置することができるものとする。

- 2 補助多角測量は、測量作業規程に定める4級基準点測量に準ずる測量とし、補助多角点座標成果表（様式第13号）を作成するものとする。

（用地幅杭点測量）

第22条 受注者は、管理用基準点等を基準とし、放射法により表3の方法で用地幅杭点について測量（点検測量）を実施したうえで、用地幅杭点対比調書（様式第14号）を作成するものとする。この場合、用地幅杭線上に存する各筆界との交点についても併せて点検測量を実施するものとする。

表3 觀測及び距離測定の方法

区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
T S	1対回	1対回	1.0セット
較差の許容範囲			5mm

- （注）1 水平角・鉛直角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の位置の観測を1対回とする。  
2 距離測定は、T Sの場合は1視準2測定を1セットとする。

- 2 受注者は、測定値と発注者が貸与する用地幅杭点成果表の成果とを照合し、較差が表4の許容範囲を超えているときは、用地幅杭点対比調書に誤謬であることを明記（欠損しているときを含む。）するとともに、誤謬及び欠損等している箇所を杭打図に表示し、監督員に報告のうえ、その指示を受けなければならない（誤謬については位置誤差とし、杭打図に方向、距離を表示）。

表4 用地幅杭点等の設計値と実測値の較差の許容範囲

距離区分	20m未満	20m以上	摘要
市街地	10mm	S/2, 000	Sは設計上の点間距離（両隣の点間距

平 地	2 0 mm	S / 1 , 0 0 0	離がそれぞれの区分に該当する場合は 20m未満を適用する)
山 地	5 0 mm	S / 4 0 0	

(道路敷界点及び平面細部測量)

第23条 受注者は、付替新施設の敷地と高速道路との境界に当社が設置した杭等（以下「道路敷界点」という。）について管理用基準点等を基準として、放射法により前条に定める方法で測量を実施し、道路敷界点座標成果表（様式第15号）を作成するものとする。

2 受注者は、前項の道路敷界点のほか、次の各号に掲げる出来型の細部について、放射法により地物の角、主な折点等の観測を行うものとする。

- 一 用地幅（用地敷界）と道路本体構造の外縁線（盛土では法尻、切土では法肩等）との間のすべての出来型
- 二 横断構造物の出来型の外縁線
- 三 その他監督員が指示する地物等

3 前2項の測量は、原則として前条の用地幅杭点測量と同時にを行うものとする。

(用地外施工等の報告)

第24条 受注者は、前2条の測量において、当社が施工した道路構造物が用地外に越境している箇所又は用地内であっても発注者から貸与された工事平面図等と一致しない箇所等の異常を発見したときは、その概略について「用地外施工等報告書」（様式第16号）に取りまとめのうえ、監督員に報告するものとする。

## 第2節 面積計算

(交点計算)

第25条 受注者は、次条の面積計算に必要な道路敷界点と各筆界との交点について計算し、交点計算書を作成するものとする。

(面積計算等)

第26条 受注者は、別記2「求積区分範囲表示内訳表」に基づいて、付替新施設及び在来施設の敷地等の範囲を1筆毎に座標法により面積計算を行い、面積計算書を作成するものとする。この場合、原則として対象地の残地部分についても面積計算を行うものとする。

なお、数量精算にあたっては付替新施設の面積によるものとする。

2 面積計算の端数処理については、次のとおりとする。

- 一 長さ：1メートルの1,000分の1（1,000分の1未満の端数切り捨て）の位まで求める。
- 二 面積：1平方メートルの100万分の1（100万分の1未満の端数切り捨て）の位まで求める。

3 受注者は、付替新施設及び在来施設の敷地等の分筆登記に添付する地積測量図を別途、土地家屋調査士等が作成するために必要となる座標及び土地区画情報の電子データ（S I MA フォーマット）を作成するものとする。

### 第3節 管理用図面の作成

(管理用図面の作成)

第27条 受注者は、発注者から貸与を受けた資料及び測量の成果に基づき、本条及び管理用図面電子データ作成に関する特記仕様書に定める「CADデータ構築表」及び「様式の例」に従い、次の各号に掲げる情報を階層構造で格納した管理用図面を電子データにより作成するものとする。この場合、当社が実施する工事又は財産整理事務の進捗により、一部未提供となる情報がある場合は、監督員の指示を受けるものとする。

- 一 市町村名
- 二 大字名、字名
- 三 地番
- 四 分筆後の新たな予定地番
- 五 市町村界線
- 六 大字界線、字界線
- 七 地番界線
- 八 用地幅線（用地敷界線）
- 九 非買収の在来施設の敷界線
- 一〇 基準点及び当該点の番号
- 一一 用地幅杭点及び当該点の番号
- 一二 道路敷界点及び当該点の番号
- 一三 境界点及び当該点の番号
- 一四 中心点及び当該点の番号
- 一五 キロポスト
- 一六 方位
- 一七 基準点、用地幅杭点及び道路敷界点の座標成果表
- 一八 用地幅杭点間距離
- 一九 付替新施設の敷地等における境界点（用地幅杭点、道路敷界点及び交点を含む。）間の距離（以下「境界辺長」という。）
- 二〇 面積計算を行った地番の面積
- 二一 土地の権原が区分地上権等の場合、その旨の表示
- 二二 道路本体構造（中央分離帯、車道、路肩、法面、側溝、トンネル、橋台、橋脚等の出来型）
- 二三 横断構造物の施設別外縁線
- 二四 附帯施設（料金所、サービスエリア、パーキングエリア、バスストップ、非常駐車帯も含む。）
- 二五 その他測量で得た出来型
- 二六 防護柵、遮音壁、流水方向

- 二七 高架、橋梁、トンネルの名称及び延長
  - 二八 交差、接続又は重複する道路の種類、路線名、幅員及び管理者
  - 二九 交差又は重複する河川、鉄道の種類、名称及び管理者
  - 三〇 非常電話、情報板、諸施設の位置及び名称
  - 三一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の名称
  - 三二 その他必要な情報
- 2 境界辺長は、メートル単位で1メートルの1,000分の1未満の端数を切り捨てて表示し、面積は平方メートルの単位で1平方メートルの100分の1未満の端数を切り捨てて表示するものとする。
- 3 図面データは、次条に定める縮尺によりB1サイズの図枠（JIS、長辺横を基本とする）に収まる範囲を1ファイルとして作成し、ファイル毎に下記の例に従いファイル名を設定するものとする。  
例) 12345(5桁市町村コード)○○市○○KP～○○KP
- 4 面積等の表示が細かく、図面が視認しづらいと判断される場合、事前に監督員と協議し拡大表示するものとする。
- 5 図面の電子データのフォーマットは、原則としてSXF(P21)にて作成するものとする。

(図面の出力等)

- 第28条 受注者は、管理用図面の電子データより、「CADデータ構築表」に定める2種類の区分(A・B)に従い、各別に図面をカラーで出力して、製本するものとする。
- 2 縮尺は、○○○分の1とする。

#### 第4節 土地調書の作成

(土地調書の作成)

- 第29条 受注者は、市町村別、在来施設・新施設別、施設別(道路、水路)管理者毎に土地調書(様式第17号)を作成するものとする。
- 2 付替新施設の敷地等に係る土地調書表題部の( )内の記入は次のとおりとする。
- 例1 (○○市が当社(又は機構)から交換により受ける現道路)  
(○○市が当社(又は機構)へ交換により渡す旧道路)
- 例2 (○○市が当社(又は機構)から寄付を受ける現道路)
- 例3 (国が当社(又は機構)に無償で貸付する旧道路)
- 3 土地調書の記載事項は次のとおりとする。
- 一 「地番」欄は地番の附されているものにあっては、地番を記入し、地番の附されていないものにあっては、隣接する土地の地番地先の別を記入する。
  - 二 「備考」欄は、沿革及びその他参考となる事項を記入する。

#### 第4章 請負金額の変更

第30条 請負金額の変更は、契約した数量に増減が生じた場合に行うものとし、その金額は増減が生じた数量に契約書第3条に定める内訳明細書の単価を乗じて得た金額とする。ただし、交通費、宿泊費及び日当並びに諸経費の増減額の算定は、発注者が定める方法により行うものとする。

## 別記 1

## 成 果 品 一 覧 表

1 成果品一覧表は下表のとおりとし、管理技術者が十分に点検を行なうものとする。電子データの成果品については、納品前に最新のセキュリティーソフトでウィルスチェックなどを行いデータの安全性を確保しなければならない。

なお、観測手簿又は電子野帳の測量記録は、実際に使用した原簿又は記録とし、書き直し、淨書又は打ち直し等をしてはならない。特に観測手簿又は電子野帳等の文字の訂正是旧文字が判読できるよう抹消し、そのわきに正しい文字を記入することとし、インク消し、小刀等を用いてこれを行なってはならない。

成 果 品 名	数 量	様 式 番 号	標 準 規 格 等
作業計画書	1 部	第 5 号	日本産業規格 A 列 4 番
観測手簿又は電子野帳の測量記録	一式	—	受注者にて定める
中日本高速道路株式会社測量作業規程に定めるに定める基準点測量の成果品一式 ※管理用基準点、管理用補助基準点、補助多角点の各測量については上記に準ずる	一式	—	基本基準点については、測量成果検定書を添付する
管理用基準点等位置図	1 部	—	平面図に基準点網図及び中心点・同番号を合成したもの
管理用基準点等座標成果表	1 部	第 12 号	日本産業規格 A 列 4 番
補助多角点座標成果表	1 部	第 13 号	日本産業規格 A 列 4 番
用地幅杭点対比調書	1 部	第 14 号	日本産業規格 A 列 4 番
杭打図	1 部	—	用地幅杭等の欠損等の状況を表示したもの
道路敷界点座標成果表	1 部	第 15 号	日本産業規格 A 列 4 番
交点計算書	1 部	—	受注者にて定める。
面積計算書	1 部	—	受注者にて定める。
用地外施工等報告書	1 部	第 16 号	日本産業規格 A 列 4 番
座標及び土地区画情報の電子データ	1 式	—	S I M A フォーマットによる
管理用図面電子データ	1 式	—	CAD データ構築表による
管理用図面の出力図面 (区分 A 又は B)	各 1 部	—	日本産業規格 B 列 1 番 (図枠) 出力区分は CAD データ構築表による
土地調書	1 部	第 17 号	日本産業規格 A 列 4 番
その他参考図面等	1 部	—	受注者にて定める

- 2 前項に掲げる成果品の整理、編集は管理用図面作成業務標準仕様書第17条（契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称は共通記載事項）によるほか、次によるものとする。
- 一 管理用図面電子データ、座標及び土地区画情報データ（S IMAフォーマット）、次項により作成したその他の成果品のデータは、それぞれコンパクトディスク等（一度しか書き込みできないものに限る。以下同様）に格納し、本体又はケースに、道路名、区間名、品名、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を記載するものとする。
  - 二 管理用図面の出力図面は、道路名、区間名、品名（A・Bの区分）、縮尺、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を表示した表紙を添付するものとする。
  - 三 調書及び成果表等の出力したものは、それぞれ堅固なファイルに整理し、ファイルタイトルには道路名、区間名、品名、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を記載するものとする。
- 3 受注者は、管理用図面関係及び座標及び土地区画情報データ以外の成果品のうち、様式第12～17号の調書及び成果表等についてはマイクロソフト社製Microsoft Excelにより作成するものとし、それ以外のものは監督員の確認を受け作成し、当該データを格納したコンパクトディスク等についても併せて成果品として納品するものとする。

**【参考】成果品の納品種別**

区分	電子データ (CD等)	出力したもの (紙)
管理用図面関係	S X F (P 2 1)	A・B 各1部
座標及び土地区画情報データ	S I M A	—
様式第12～17号の調書及び成果表等	Excel	各1部
上記以外の成果品 ・作業計画書 ・観測手簿類 ・基準点成果類 ・管理用基準点等位置図、杭打図 ・交点計算書、面積計算書 ・その他参考図面等	ファイル形式は 監督員に確認 (PDFなど)	各1部

## 別記2

求積区分範囲表示内訳表

区分事項	求積し、求積計算表に記載する範囲		摘要
	求積施設敷名	表示色名	
施設別道路区域内 在来施設敷	在来法定道路敷	橙色	1) 道路の側溝として取り扱われる水路敷きは、法定道路及び法定外道路に含む。  2) 法定道路と法定河川が重複する場合には、その新施設敷は河川敷とする。
	在来法定外道路敷	茶色	
	在来法定河川敷	緑色	
	在来法定外水路敷	黄緑色	
	その他在来施設	黄色	
施設別道路区域内 新施設敷	法定道路新施設敷	赤色	3) 道路に沿って設置した水路で、当該水路が在来水路の付替物として取り扱われる場合及び当該水路の構造上特に区別しなければならない場合を除いて、当該水路の移管先が隣接道路と同一であれば隣接道路敷に含めて求積する。
	法定外道路新施設敷	桃色	
	法定河川新施設敷	藍色	
	法定外水路新施設敷	水色	
	その他の新施設敷	紫色	
施設別区域外新施設敷	同上（各新施設敷）	同上（各色）	
区域外会社管理用地	会社所有地	紫色	

※表示色の詳細の指定については、管理用図面電子データ作成に関する特記仕様書に定める「CADデータ構築表」参照

樣式第 1 号

### 貸与資料等引渡通知書

年 月 日

## 受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

殿

中日本高速道路株式会社 支社等（事務所等）

監督員

印

下記のとおり貸与資料等を引渡します。

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番縦とする。

様式第2号

貸与資料等受領書

年　月　日

中日本高速道路株式会社 支社等（事務所等）

監督員 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

印

下記のとおり貸与資料等を受領しました。

調査等名			契約年月日	年　月　日
品　名	規　格	単位	数　量	備　考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号

貸与資料等精算書

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社等（事務所等）

監督員 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

下記のとおり貸与資料等を精算します。

調査等名	規 格	単位	数 量			備 考
			引渡し 数 量	使用数 数 量	残数量	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第4号

貸与資料等返納書

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社等（事務所等）

監督員 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

㊞

下記のとおり貸与資料を返納します。

調査等名			契約年月日	年 月 日
品 名	規 格	単位	数 量	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第5号

作業計画書

年　月　日

中日本高速道路株式会社 支社等（事務所等）

監督員                          殿

受注者

住 所

会社名

代表者

(印)

(調査等名) \_\_\_\_\_

年　月　日付けで締結した標記業務の履行に伴い、下記のとおり計画書を提出します。

調査等概要	
工程表	別紙のとおり
業務体制等	
使用測量機器等 (検定年月日及び検定番号)	(検定番号第 <u>                </u> 号 年 <u>          </u> 月 <u>          </u> 日)
連絡体制 (緊急時を含む)	
特記事項	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番縦とする。

2 工程表は、受注者にて定める。

様式第6号

障害物伐除等報告書

年　月　日

中日本高速道路株式会社 支社等（事務所等）

監督員 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者)

㊞

(調査等名)

年　月　日付けて締結した標記業務の履行のため、年　月　日に下記の障害物を伐除したので報告します。

記

履行期限： 年　月　日～ 年　月　日

字	地番	地目	物件の種類	形状寸法（種類、樹齢、胸高直径等）	数量	地内	
						物件所有者	住 所

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第7号 (削除)

様式第8号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社等（事務所等）

所長 殿

受注者

住 所

会社名

(代表者)

印

身分証明書交付願

(調査等名)

年 月 日付けで締結した標記業務の履行に伴い、下記のものが現場作業に従事いたしますので、  
身分証明書を交付くださいますようお願ひいたします。

記

履行期限： 年 月 日 ～ 年 月 日

氏 名	生年月日	年 齢	所属機関名及び所在地

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第9号

(表)

<b>身 分 証 明 書</b> 第 号  氏 名 生 年 月 日 所 属 機 関 名 所属機関所在地	<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: auto;">写 真</div>	<p>左記の者は、測量法第15条第1項の規定により、測量計画機関の長の委任に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p>年 月 日発行</p> <p>中日本高速道路株式会社〇〇支社 〇〇事務所 所長 <span style="float: right;">印</span></p>
---	--	--

(裏)

<p>測量法（昭和24年法律第188号）抜きい</p> <p>第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者 若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。 但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときはこの限りでない。</p> <p>3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">有効期間</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">自年月日 至年月日</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">自年月日 至年月日</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">自年月日 至年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">作業地域</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">作業の名称</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">発行機関の印</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>	有効期間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	作業地域				作業の名称				発行機関の印			
有効期間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日														
作業地域																	
作業の名称																	
発行機関の印																	

注1 用紙の規格は、日本産業規格B列8番とする。

様式第10号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社等（事務所等）

所長 殿

受注者

住 所

会社名

（代表者）

印

身分証明書受領書

（調査等名）

年 月 日付けで締結した標記業務の履行に伴い、下記の者に対する測量法に基づく身分証明書を受領しました。

記

履行期限： 年 月 日 ～ 年 月 日

氏 名	生年月日	年 齢	所属機関名及び所在地

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番縦とする。

様式第11号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社等（事務所等）

所長 殿

受注者

住 所

会社名

（代表者）

印

身分証明書返納書

（調査等名）

年 月 日付けで締結した標記業務の履行に伴い、 年 月 日付けで交付を受けた  
下記の者に対する測量法に基づく身分証明書を別添のとおり返納します。

記

履行期限： 年 月 日 ～ 年 月 日

氏 名	生年月日	年 齢	所属機関名及び所在地

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番縦とする。

様式12

## 管理用基準点等座標成果表

記号	番号	X	Y	測定距離	方向角	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式13

## 補助多角点座標成果表

記号	番号	X	Y	測定距離	方向角	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式14

## 用地幅杭点対比調書(交点含む)

測点A	設計値		実測値			誤差		交点	備考	復元状況
	X	Y	測点B	X	Y	方向角	距離			
										欠損
								○		

※追加例

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

※交点の場合は、交点欄に○印を入する。

※誤謬杭又は欠損杭があるときは、備考欄に誤謬又は欠損と記入する。

様式15

## 道路敷界点座標成果表(交点含む)

記号	番号	X	Y	測定距離	方向角	交点	備考
						○	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

※交点の場合は、交点欄に○印を入する。

様式16

## 用地外施工等報告書

整理番号	中心点番号	上下線の別	構造物種別	内容等	備考
1	123+20	上	付替水路	10cm程度、用地外に越境	参考図1
2					
3					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

※これにより難い場合は監督員の指示を受けるものとする。

様式17

## 土 地 調 書

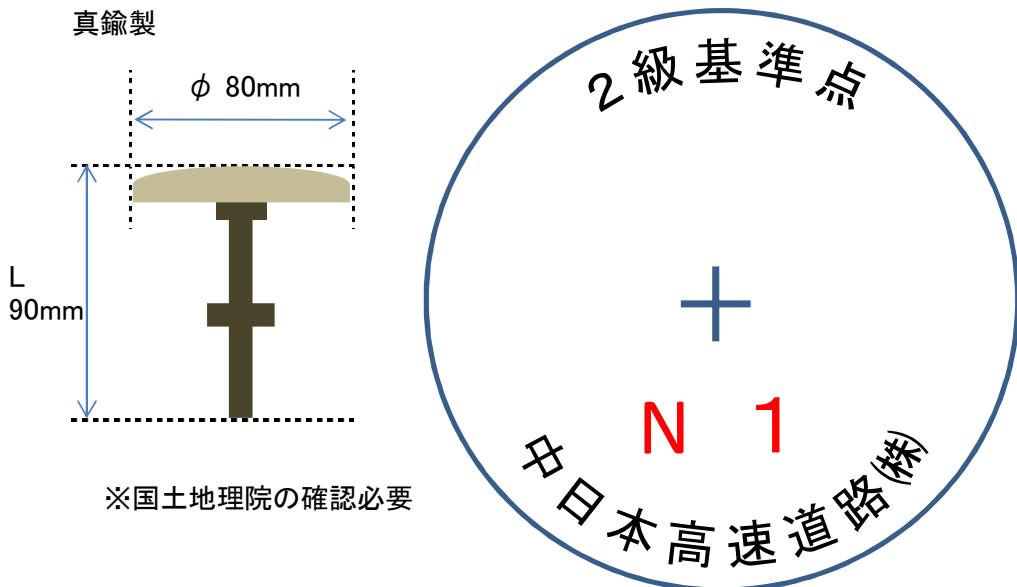
(都道府県) ●●県  
(市町村名) ○○市

図面番号	大字	字	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		備考
				公簿	現況	公簿	実測	

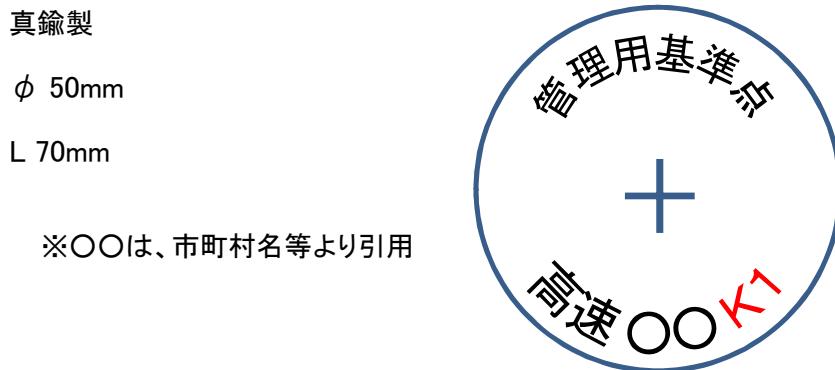
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

## 基準点標識の例

### 1. 基本基準点



### 2. 管理用基準点



### 3. 管理用補助基準点

